



第3章

行動計画の基本施策 (具体施策の推進方針)

第3章 行動計画の基本施策（具体施策の推進方針）

基本目標1

地域における子育て支援

基本施策1

子どもが健全に育成される社会環境の形成

(1) 地域コミュニティの醸成

施策の展開方針

地域のなかで安心して子どもを生き育てていくためには、地域の子どもをみんなで見守るといふ子育ての協働意識づくりが大切です。

市民相互の支え合い、見守りという相互扶助意識に支えられた地域のなかで、子育てを経験しそれを継承していける地域コミュニティの醸成に努めます。

〈個別の展開方針〉

① 地域コミュニティの基盤づくり

- 市民一人ひとりが、地域の子どもを見守り支えるという意識の醸成に向けた啓発活動を推進し、社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。
- 地域における子育て支援の中核的な役割を担う自治会組織の活性化に努めます。

② 子ども会活動への支援

- 子ども会活動や子ども育成会等、子どもの健全育成に関わる主体的な組織の育成及び活動に対する支援を行います。

③ 多様な人材の活用

- 子どもたちが交流、体験活動、遊びを通して健やかな成長を支援していくため、地域の子育て支援にかかわれる多様な人材を積極的に活用していきます。

基本目標1

地域における子育て支援

基本施策1

子どもが健全に育成される社会環境の形成

(2) 子育て相談、交流支援体制の充実

施策の展開方針

子育てに対する様々な問題を抱える保護者が、身近な地域で気軽に相談できるよう専門性を重視した多様な相談体制の充実を図ります。

また、身近な地域で親子が気軽に集い、仲間をつくり支え合いのなかで子育てを行うことができるよう、多様な交流機会の拡充に向けた取り組みを推進します。

〈個別の展開方針〉

①保育所等における相談、交流支援機能の強化

○保育所、児童館、地域子育て支援センター等が地域での交流、相談場所となるよう子育て支援機能の充実に努めます。

②多様な相談体制の確立

○複雑多岐にわたる子育て相談に的確に対応していくため、民生委員・児童委員、母子推進員、社会福祉協議会との連携により相談体制の充実に努めます。

○中学校区を単位として、社会福祉協議会が取り組むコミュニティソーシャルワークとの連携による相談支援体制の強化を図ります。

③子育てサロンの充実

○児童館、地域公民館等の活用と民生委員・児童委員、NPO団体、社会福祉協議会との連携により、地域を主体とした子育てサロンの充実に努めます。

④養育支援訪問事業の検討

○子育てに対して支援を必要としながらも家庭に引きこもりがちで、自ら支援を求めることができない育児困難家庭への支援を図るため、養育支援訪問事業を検討します。

基本目標1

地域における子育て支援

基本施策1

子どもが健全に育成される社会環境の形成

(3)子育て家庭等への支援

施策の展開方針

子育て家庭が社会的に自立し、安定した日常生活と良好な家庭環境のなかで、ゆとりを持って子どもを育てていくことを支援します。

また、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めていきます。

〈個別の展開方針〉

①ひとり親世帯への支援

○ひとり親世帯の社会的な自立を促すため、就業に向けた能力開発や相談、職業情報の提供を図る等、関係機関との連携による就業支援の充実に努めます。

②子育て家庭に対する経済負担の軽減

○多子世帯、ひとり親世帯及び生活困窮家庭等に対し、必要に応じて保育料の減免を行います。

○乳幼児医療費や母子・父子家庭医療費に対する助成制度の充実及び手続きの簡素化に向けた検討を行うとともに、妊婦健診の公費負担による経済負担の軽減を図ります。

○児童を監護している保護者に対し各種手当等の適正な支給を図ります。

③子育て情報提供等の充実

○子育て情報誌を活用した子育て情報の提供を図るとともに、地域子育て支援センター、保育所（園）、児童館等のそれぞれの施設が保持する子育て情報を集約・整理し、一元的に発信できる情報ネットワークの体制づくりを検討します。

○子育て家庭や保護者が、必要とする情報を容易に取得、利用できるよう市のホームページ、広報紙など多様な媒体を活用した情報提供に努めます。

基本目標1

地域における子育て支援

基本施策1

子どもが健全に育成される社会環境の形成

(4) 子育てを支援する団体及び人材の育成支援

施策の展開方針

市民が主体的に子育てに関わりをもち、子育て家庭を地域で支える環境を整えていくため、子どもの育ちを支える人材及び団体、サークル等の育成支援に努めます。

また、子育てグループやNPO団体に対する活動支援を行うとともに、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。

〈個別の展開方針〉

① 子育てサポーターの養成・確保

○ 子育て経験者等を対象とした研修会、講座を開催し子育てサポーターとして活用する等、地域の子育て支援環境づくりを推進します。

② 子育て支援ボランティアの育成

○ 社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携、協働により、ボランティアに対する理解と関心を深める子育て支援ボランティアの育成を推進します。

③ 子育てにかかわるサークル、団体等への支援

○ 地域で主体的な子育て支援活動を行うサークル、NPO団体等の活動内容の紹介や活動場所を提供するなどの支援を行います。

④ 民生委員・児童委員活動との連携

○ 民生委員・児童委員が行う子育て支援活動との連携を強化し、地域における子育て支援活動の充実を図ります。

基本目標1

地域における子育て支援

基本施策2

保育サービスの充実

(1) 保育基盤の整備

施策の展開方針

公立保育所が担う子育て支援機能の役割を改めて見直し、「公」と「民」との役割を明確化し民間活力の導入などを見据え、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる保育基盤整備のあり方に対する取り組みを進めていきます。

《個別の展開方針》

(1) 公立保育所運営の方向性

① 公立保育所の運営方針

○地域に開かれた子育て支援の役割を果たすことができるよう、「公」と「民」との役割分担を明確化し、より質の高い保育サービスの提供と地域における子育て支援環境の充実に向けた取り組みを進めます。

② 公立保育所の多機能化の推進

○公立保育所の役割を踏まえ、保育ニーズの多様化に対応していくため特別保育体制の充実を図るとともに、在宅で子どもを育てる家庭や多様な就労環境にある家庭等を含め、すべての子育て家庭を視野に入れた子育て支援の多機能化を推進します。

③ 地域の子育て支援機能の拡充

○保護者が求める多様な子育て支援の選択肢の幅を広げていくため、各種サークルやサロン事業等の子育て支援活動に対する保育士の派遣や社会福祉業務への配置を検討する等、公立保育所が有する特性や専門性を活かした子育て支援機能の拡充に努めます。

④ 認可外保育施設等への支援

○認可外保育施設における保育環境の向上に向けた支援を行います。

⑤自治会幼稚園への支援

○地域の子育て支援体制の拡充を図る観点から、自治会幼稚園の児童に対する保健支援の一環として、ヨーグルト等の継続支給を図るとともに、地域における保育環境づくりを支援します。

(2) 保育基盤整備の方向性

①拠点保育所の整備

○保育ニーズの多様化に対応したサービスを提供する子育て支援機能の充実を図るため、「公」と「民」の保育機能を分担し効果・効率的な運営を推進します。

②保育所の適正配置

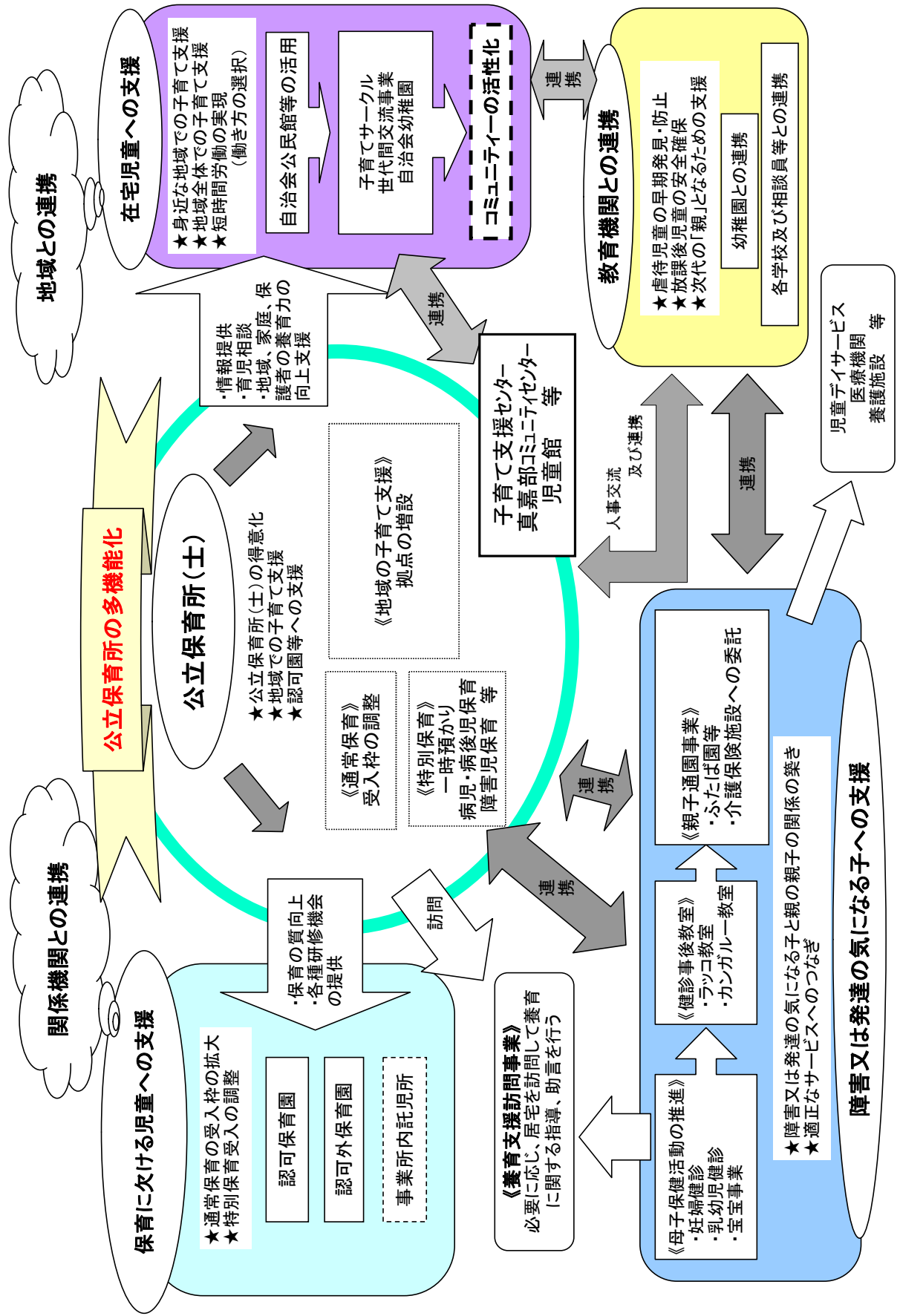
○「公」が果たすべき役割、位置づけ並びに保育施設の適正配置等を踏まえ、分園及び統廃合等を含め新たな保育ニーズに柔軟に対応する保育環境づくりに向けた取り組みを進めます。

③民間活力導入の推進

○「公」と「民」双方の特性と利点の相乗効果により、保育サービスの量的・質的な確保と効率的な保育所運営を図る観点から、民間活力の導入の方向性を検討していきます。



まちづくりの視点からの待機児童解消に向けた公立保育所（士）の役割



基本目標1

地域における子育て支援

基本施策2

保育サービスの充実

(2) 保育サービス事業量目標の設定

① 通常保育事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
通常保育事業	人	1,657	1,742	1,772

【目標事業量の考え方】

- 現状値は平成21年度4月から8月まで実績を踏まえた数値となっています。
(平成21年度1,652人=3歳未満児888人+3歳以上児764人)
- 既存保育所の増改築により定員増を図ります。
(平成26年度1,742人=3歳未満児933人+3歳以上児809人)
(平成29年度1,772人=3歳未満児963人+3歳以上児809人)
- 3歳未満児は、現状値に対して平成26年度までに45人増(933人)、平成29年度までに75人増(963人)を目標とします。
- 3歳以上児は、現状値に対して平成26年度までに45人増(809人)を目標とします。

② 特定保育事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
特定保育事業	人	30	36	36
	箇所	6	6	6

【目標事業量の考え方】

- 現状値は平成20年度の実績利用率(0.65%)に基づいた数値となっています。
- 平成26年度及び平成29年度の目標値は、1施設あたりの平均受け入れ人数及び受け入れ見込み施設数をもとに目標値を設定しています。
(1施設あたり平均受け入れ人数を6人と設定 : 29人/5施設=5.8人)
(平成21年度からの受け入れ見込み施設数を6施設と設定)

③延長保育事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
延長保育事業	人	367	418	425
	箇所	16	16	16

【目標事業量の考え方】

○公立保育所1か所の減により、実施箇所数を17箇所（平成20年度実績）から16箇所としました。

○受入可能定員数は、平成20年度の対象児童数に対する利用実績人数の割合を求め、平成22年度以降の推計児童数に乘じ求めました。（利用割合24%）

④夜間保育事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
夜間保育事業	人	0	0	0
	箇所	0	0	0

【目標事業量の考え方】

○平成29年度における推計ニーズ量は8人と、利用ニーズが極めて少ないため、将来の保育ニーズを勘案し検討するものとし、当該事業を実施しないものとします。

⑤トワイライトステイ事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
トワイライトステイ事業	人	0	0	0
	箇所	0	0	0

【目標事業量の考え方】

○平成29年度における推計ニーズ量は0人となっていることを踏まえ、当該事業を実施しないものとします。

⑥休日保育事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
休日保育事業	人	0	0	0
	箇所	0	0	0

【目標事業の考え方】

○平成29年度における推計ニーズ量は0人となっていることを踏まえ、当該事業を実施しないものとします。

⑦病児、病後児保育

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
病児 病後児保育事業	人日	—		
	箇所	1	2	2

【目標事業の考え方】

○委託していない医療機関等における潜在的な利用ニーズにかんがみ平成29年度に1か所を加え2箇所で実施します。

⑧一時預かり事業（旧一時保育事業）

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
一時預かり事業	人日	—	30	30
	箇所	8	8	8

【目標事業の考え方】

○平成29年度における推計ニーズ量は48.9日となっています。

○設置箇所数については、現状を維持するものとしました。

○月平均利用日数（2.5日）に12カ月を乗じて算出しました。

⑨ショートステイ（入所生活支援）事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
ショートステイ事業	人日	0	0	0
	箇所	0	0	0

【目標事業量の考え方】

○平成29年度における推計ニーズ量は0人となっていることを踏まえ、当該事業を実施しないものとします。

⑩放課後児童健全育成事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
放課後児童健全育成事業	人	573	614	614
	箇所	13	15	15

【目標事業量の考え方】

○設置箇所数については、前期計画目標値の15箇所としました。

○受入可能定員数は、平成20年度における1施設当たりの平均利用人数（41人）に実施箇所数を乗じて算出しました。

⑪放課後子ども教室

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
放課後子ども教室	箇所	2	7	7

【目標事業量の考え方】

○すべての小学校で実施することを目標値として設定します。

⑫ファミリー・サポート・センター事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
ファミリーサポートセンター事業	箇所	1	1	1

【目標事業量の考え方】

○1市1センターの考え方で事業を実施します。

⑬地域子育て拠点支援事業

事業名	単位	現状値 平成21年度	目標値の設定	
			平成26年	平成29年
地域子育て拠点支援事業	箇所	2	3	3

【目標事業量の考え方】

○市直営によるセンター型を1箇所、公営により各中学校区に1箇所のひろば型を設置します。



基本目標1

地域における子育て支援

基本施策2

保育サービスの充実

(3)子どもの居場所づくり

施策の展開方針

地域の主体的な子育て支援活動や児童館、学校、公民館等と連携し、子どもたちが気軽に集い、地域のなかで様々な体験や交流活動ができる居場所づくりを推進します。

《個別の展開方針》

①自治会幼児園の拡充

○地域の子どもは、地域で見守り育てるという視点で自治会幼児園の増設に向けた取り組みを推進します。

②放課後児童健全育成支援

- 子どもたちの放課後における安全な居場所を確保していくため、放課後児童クラブの運営に対する助成を継続して実施します。
- 地域の実情に応じた子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブの設置を促進していきます。

③幼稚園における「預かり保育」との連携

○終園後において保育に欠ける園児に対し、「預かり保育」を全幼稚園で継続実施します。

④放課後子ども教室

○地域ボランティアとの連携により、放課後における児童の安全な居場所として市内全小学校区に放課後子ども教室の設置に向けた取り組みを推進します。

⑤児童館機能の多様化

○従来の機能に加えて中高校生の居場所づくりの場として位置づけ、地域の子どもたちの多様な活動拠点や子育て支援の一環としての親子通園事業等、児童の健全育成を図るための総合的な機能を拡充していきます。

基本目標2

親と子どもの健康支援

基本施策1

子どもと保護者の健康づくり支援

(1) 妊娠、出産における安全・安心の確保

施策の展開方針

妊婦健診、継続的な指導により妊娠中の健康管理と出産、育児不安の解消に向けた取り組みを推進し、ゆとりを持って妊娠期間を過ごし、安全に出産を迎えることができる環境づくりを進めていきます。

〈個別の展開方針〉

①安全な妊娠、出産への支援

- 妊娠早期からの適切な情報提供、相談、学習機会の提供を図り妊娠、出産のための知識を高めていくとともに、いつでも妊娠、出産に関する悩みを気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 医療機関との連携により妊婦健診結果を通して、飲酒・喫煙、体重管理など安全な妊娠、出産と妊婦の健康管理に向けた取り組みを推進します。

②妊娠、出産に対する相談及び保健指導の充実

- 妊婦健診、親子健康手帳交付時における保健師の対面指導等により、妊娠中の健康管理と出産、育児不安の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携、妊婦健診結果等によりハイリスク妊産婦の早期発見と継続指導の充実に努めるとともに、母子保健推進員と連携しハイリスク親子の保健指導体制の充実に努めます。

③父親の協力が得られる妊娠・出産環境づくり

- 妊娠、出産の大変さを理解し、家事や育児に積極的に参加していくことができるよう、意識啓発に努めます。

基本目標2

親と子どもの健康支援

基本施策1

子どもと保護者の健康づくり支援

(2)子どもの成長と発達への支援

施策の展開方針

子どもが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、各種乳幼児健診体制の充実を図るとともに、定期予防接種による感染症の予防対策を進めていきます。

また、関係機関との連携により、育児不安の解消や子どもの健全な発達に関わる多様な支援を行います。

〈個別の展開方針〉

①各種乳幼児健診の充実

- 子どもの病気や発達に遅れのある子どもの早期発見、早期対応へとつなげていくことができるよう市民ニーズを踏まえた受診体制の充実と受診率の向上に向けた取り組みを推進します。
- 多くの親子が集い、交流できる場や子育ての悩みを気軽に相談できる環境を整えるとともに、子どもの発達・発育に対する情報提供や適切な保健指導の充実を図る等、各種健診の機能向上に努めます。

②感染症予防対策と事故防止対策

- 医療機関との連携により、定期予防接種時における感染症に対する情報の提供と乳幼児健診会場や多様な機会を通して未接種者の接種勧奨の充実に努めます。
- 子どもたちを不慮の事故から守るため、関係各課との連携を図りながら事故防止対策と普及啓発活動を推進します。

③育児不安の解消を図る事業の充実

- 子育て中の保護者や家庭が子どもの成長に応じた問題解決力の向上を図るとともに育児不安の軽減を図るための各種母子保健の充実に努めます。

④健やかに育つ生活習慣の確立

○親が子どもの発育と食生活との関係を理解し、栄養に偏りのないバランスの取れた食事づくり、子どもの肥満や生活習慣病等の未然防止に取り組んでいくことができるよう、規則正しい生活習慣の確立に向けた普及啓発活動を推進します。

○親子を対象とした虫歯予防及び子どもの成長段階に応じた歯科健診の充実を図ります。また、保育所、幼稚園、学校等との連携による歯の健康教育や歯磨き習慣の体得に向けた環境づくりに取り組みます。



基本目標2

親と子どもの健康支援

基本施策1

子どもと保護者の健康づくり支援

(3)食育の推進

施策の展開方針

乳幼児期から思春期に至る子どもの各発達段階に応じて、食に関する情報提供や学習機会を通して、栄養バランスのとれた食事の在り方、適正な食習慣を身に付けることができる「食育」を推進します。

〈個別の展開方針〉

①地域、家庭における食育の推進

- 楽しく食べる体験を通して、食べ物の大切さ、体に良い食事等を学びながら食への関心を高めていく等、各家庭において食育を実践できる学習機会の充実に努めます。
- 保健、学校関係者やPTA・生産者・事業者等の連携により、地域ぐるみで食育に関する指導や教育を行うことができる取り組みの検討を行います。

②学校等における食育の推進

- 保育所、幼稚園、学校等で実施される食材づくり、食事づくり等の体験活動との連携により食べ物の大切さ、体に良い食事、作る喜び、楽しく食べることなどを学ばせながら、豊かで健やかな人間性の形成、家族関係づくりを育む「食育」を推進します。
- 学校等で実施している「早寝 早起き 朝ごはん」運動と連携し適切な生活リズムの定着と適正な食習慣を身に付ける態度を養う食育を推進します。

③地産地消の推進

- 郷土料理や伝統料理等の食文化に対する関心を高めるとともに、食の安全・安心・望ましい食習慣に関する理解を深めさせるため、保育所、小中学校等の給食に地農産物の食材活用を推進します。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策1

子どもの健やかな成長に資する教育環境整備

(1)学校教育内容及び教育環境の整備

施策の展開方針

幼児・児童・生徒一人ひとりに豊かなところと確かな学力等の生きる力を育むことを基本として、資質の高い人材を育成していくため、自主的に考え行動する力、心豊かな人間性、健康や体力等、たくましく「生きる力」を育成する学校教育内容の充実と環境づくりを進めていきます。

〈個別の展開方針〉

1) 幼児教育の推進

①幼児教育環境の充実

○多様な体験活動を通して豊かな感受性、創造性を育んでいくとともに、基本的な生活習慣・態度を身につけ健全な心身の発達を促す教育内容の充実を図ります。

②保育所、幼稚園、小学校との連携

○幼児教育が小学校以降の生活習慣や学習の基礎となることから、幼児教育からの連続性を踏まえ、保育所、幼児教育、小学校教育の連携を一層推進します。

③複数年保育の検討

○幼児期における確実な育ちを支えるとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保し小学校への円滑な移行を図る観点から、複数年保育の検討を行います。

2) 学校教育の充実

①確かな学力の定着

○創意工夫を生かした学習内容及び指導の充実に努め、「生きる力」の基礎となる基本的・基礎的学力を身につけさせていきます。また、発達段階に応じた情報教育の充実や学校図書館を中心とした読書活動を推進していきます。

○基本的な学習態度の形成や家庭学習の習慣化と内容の充実を図り、学習を支える力の育成を進めていきます。

○キャリア教育学習プログラムを活用し勤労観・職業観の育成を図る等、自己の将来・生き方を考える指導の充実に努めます。

②豊かな人間性の育成

○多様な交流体験を通して人間性や社会性の育成を図るとともに、発達段階に応じた英語活動、考えや気持ち等を相手に伝えあう活動の充実に努め、より良い人間関係を築く力を育む取り組みを進めます。

③健康・体力の育成

○望ましい食習慣の形成、自ら考えて安全に行動できる指導により、生活と関連した健康づくりの充実に努めます。

○日常的な運動・遊びを通じた体力づくりの充実に努めます。

④基本的な生活習慣の形成

○「早寝 早起き 朝ご飯」運動を通して健康的な生活リズムの確立に向けた支援を行います。

○自ら進んであいさつができる態度や命を大切にする態度を育成するとともに、自他のものを大切にする態度の育成に取り組みます。



基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策1

子どもの健やかな成長に資する教育環境整備

(2)いじめ、非行等問題行動と不登校への対応

施策の展開方針

学校、地域・家庭並びに関係機関等との連携、情報の共有化を図りながらいじめ、不登校などの問題行動の早期発見、指導体制の充実に努めるとともに、教育相談室並びにスクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会との連携による相談支援体制の充実に努めていきます。

《個別の展開方針》

①非行防止対策の充実

- 学校、地域・家庭及び関係機関との連携強化に努め、情報提供の充実に努めるとともに、児童健全育成環境づくりを推進します。
- 学校、地域、豊見城市青少年育成市民会議並びに要保護児童対策地域協議会等との連携を図り、定期的な街頭指導による問題行動の早期発見や未然防止活動を促進します。
- 沖縄県が実施する「社会環境実態調査」との連携・協力により関係各店舗等の実態を把握するとともに、条例遵守等の自主的措置を働きかけます。また、インターネット等の各種メディアに対するフィルタリングの普及促進を図る等、子どもたちが犯罪や事件、事故などに巻き込まれないよう、有害環境対策を進めます。

②いじめ、非行に対する相談・指導体制の充実

- 児童生徒のいじめに対する悩みを適切に受け止めることや非行の未然防止並びにそれらからの立ち直り支援の充実に努めるため、スクールカウンセラー、教育相談員の適正配置に努めます。

③不登校対策の充実

- 学校に登校できない児童生徒に対する相談及び集団活動への適応指導の充実に努めます。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策2

次代の親となるために

(1)次代の「親」となるための育成支援

施策の展開方針

地域、家庭、保育所、幼稚園、学校などとの連携により思春期の子どもたちが、自尊心を高め、こころと体のバランスを保ちながら健やかに成長していくことができるよう思春期保健の充実に努めます。

また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さを理解させ、次代を担う親となる意義や意識を深める取り組みを進めるとともに、若い世代が積極的に社会活動や経済活動に参画していくことを支援します。

〈個別の展開方針〉

①体験活動の充実

○乳幼児とのふれあい体験等を通して、命の大切さや子どもを生み育てることに対する意義と理解を深めていくことができる機会の創設に努めます。

②思春期保健の充実

○自らの存在を認め、自尊心を高めることができる教育環境の充実に努めます。

○自分や相手の身体について正確な情報を入手し、自分で判断し健康管理できるように学校教育と連携した普及啓発・相談体制などの充実に努めます。

○関係機関と連携し薬物乱用防止教育の充実に努めます。

③若い世代の社会的、経済的な自立支援

○社会情勢の変化に柔軟に対応し、自らの将来や生き方を考え社会の一員として自立していくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策2

次代の親となるために

(2) 家庭教育力の充実

施策の展開方針

子どもの基本的な生活習慣、生活能力、自尊心、社会的なマナー等を育み一人の人間としての成長を促す「子育て」と、子どもの成長に応じた多様な問題に対応することができる「親育ち」の両面を担う家庭教育力の向上に取り組みます。

〈個別の展開方針〉

① 家庭教育に関する学習機会の提供

○子どもの発達段階に応じて適切な家庭教育を行うことができるよう、保育、教育機関との連携を図りつつ、子育て支援に関わる情報の提供や多様な学習機会の提供に努めます。

② 子どもの発達に適切に対応する親の養育力の向上

○子どもの成長に応じた発育発達を理解し、個人差のある子どもにかかわる問題を解決できるよう親の養育力を高める学習機会の創設に努めます。

③ 家庭教育に関する相談指導体制の充実

○家庭教育に関わる問題や悩み等に柔軟に対応していくため、相談体制の充実に努めます。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策2

次代の親となるために

(3) 多様な文化、地域活動の推進

施策の展開方針

子どもたちが、地域行事や伝統文化にふれる機会を通して地域に愛着を持ち、新しい文化を創造していくことを支援します。

また、地域や世代を超えた多くの人々とのふれあいや多様な交流を通して、豊かな社会性と創造性を育むとともに、多様な文化、地域活動に主体的に取り組み、参加できる環境整備と支援体制の確立に努めます。

〈個別の展開方針〉

①地域行事の活性化支援

○地域行事の活性化支援に努め、地域の人々との多様なふれあいのなかで子どもの自主性・連帯性・創造性を育む地域づくりを推進します。

②地域行事、文化の伝承支援

○多様な祭事、行事、伝統文化の継承に携わり地域に対する愛着心を育みながら、新たな文化を創造していくことができる環境づくりを推進します。

③教育、文化施設の整備拡充

○子どもたちが自主性を持って学び、多様な学習情報の発信や学習内容を発表することができる場と機会の提供を推進していくため、教育、文化施設の整備拡充に努めます。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策2

次代の親となるために

(4)スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の展開方針

子どもたちの協調性や創造性を育むスポーツ・レクリエーション活動を支援していくとともに、指導者の育成・確保に向けた取り組みを推進していきます。

また、すべての市民が、スポーツ・レクリエーション活動を通して生涯を通じた健康づくりや余暇を楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

《個別の展開方針》

①多様なスポーツ大会の開催と場の整備

○子どもたちの心身の健やかな成長を促す、多様なスポーツ大会の開催を継続するとともに、活動拠点の整備を推進します。

②多様なレクリエーションプログラムの開発検討

○いつでも、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう多様なプログラムの開発の検討を行います。

③指導者の育成・確保

○心身ともにバランスの取れた子どもたちを育成していくため、スポーツ・レクリエーションの指導、普及に向けた指導員の育成、確保に努めていきます。

④市民総合体育館の整備検討

○市民及び各種団体等のスポーツ・レクリエーションと健康増進に大きく寄与することが期待される市民総合体育館の建設について、調査検討を進めます。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策3

要保護児童へのきめ細かな対応

(1)児童虐待防止対策の推進

施策の展開方針

すべての市民が児童虐待に対する正しい知識と認識を深めていくための啓発活動を推進します。また、多様な市民の係わりや関係機関との連携による虐待の早期発見・早期対応、未然防止対策の充実強化に向けた取り組みを推進します。

〈個別の展開方針〉

①虐待防止意識の啓発

- 虐待が子どもの人権を著しく侵害する行為であることを広く市民に普及していくための啓発活動を推進していきます。
- 各小中学校において、子どもの人権を侵害する様々な行為から自分を守り、回避する能力を身に付けさせるための教育プログラムを活用し、虐待や人権侵害に対する正しい知識と認識を深める教育を推進します。

②児童虐待の早期発見、防止対策の充実

- 乳幼児健診等の場を活用し、ハイリスク親子の把握と子育て支援による育児不安や負担の解消に努めます。
- 「要保護児童対策地域協議会」との連携による、虐待の早期発見・早期対応に対する取り組みを進めます。

③被虐待児童の立ち直り支援

- 虐待を受けた、或いは受けている疑いのある子どもたちの適切な保護体制と心のケアを推進するシステムの確立に努めます。

④子ども自身が相談できる窓口の周知と充実

- 子ども自身が抱える悩みや、虐待等の権利の侵害に対する相談を気軽に行うことができるよう、小学校入学時に電話相談連絡カードを配布し子ども相談窓口の周知に努めます。

基本目標3

次代を育む親と子の育成支援

基本施策3

要保護児童へのきめ細かな対応

(2)障害や発達の原因になる子どもへの支援

施策の展開方針

障害や発達の原因になる子どもの各発達段階における健康の保持、増進と一貫した相談体制に基づく自立に向けた支援体制の充実に努めます。

また、住み慣れた地域での在宅生活と自立を促す在宅支援サービスの充実に努めます。

＜個別の展開方針＞

①障害に対する偏見、差別意識の払拭

○障害に対する正しい理解と認識を深めていくための福祉教育、啓発活動を推進します。

②障害の早期発見、早期対応

○妊婦健診、各種乳幼児健康診査における健康や発達状況の把握強化など、要経過観察児童に対する対応機能の強化を図ります。

○地域子育て支援センター、保育、教育並びに関係機関との連携を図り早期発見から療育支援へとつなぐ取り組みを進めます。

③発達の原因になる子どもの療育にかかわる支援

○障害や発達の遅れなどが発見されたときから、障害等に対する正しい理解と認識を深め適切な親子関係を築きながら、一人ひとりの状況に応じた療育にかかわる支援を行い適切な保育、就学へとつなぐことができるよう検診事後教室及び親子通園事業の充実に努めます。

④相談支援体制の充実

○障害に対する相談窓口の充実に努めるとともに、個別課題の解決に向けた各関係機関の連携を強化します。

⑤保育、教育への受け入れ体制の充実

- 障害のある子どもの状況やニーズに対応した受入体制の充実に努めます。
- 特別支援教育補助員を引き続き適正配置するとともに、保育、教育施設のバリアフリー化を進めます。
- 児童の保育・教育に携わる職員の資質の向上と適正配置に努めます。

⑥在宅支援サービスの充実

- 住み慣れた地域での在宅生活に対する支援と自立を促す在宅支援サービスの充実を図ります。



基本目標4

社会全体での子育て支援

基本施策1

職業生活と家庭生活の両立支援

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の展開方針

すべての市民が、ゆとりを持って子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事時間と家庭生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向けた啓発活動を推進していきます。

〈個別の展開方針〉

①職業生活と家庭生活の調和に向けた啓発

- すべての市民が、それぞれの立場で多様な働き方を選択し、仕事時間と家庭生活時間のバランスを保ちながら豊かな生き方を実現するための啓発活動を推進します。
- ゆとりを持って子どもを育てながら、多様な働き方を選択することや性別にとらわれない働きやすい職場環境づくりに対する啓発活動を進めます。

②男女共同参画社会の実現

- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる体制づくりに取り組みます。

③働きながら子育てができる就業環境の整備

- 子育てにおける多様な段階の状況に応じて、介護・育児休業制度、就労時間短縮などを有効に活用していくことができるよう、企業等に対し理解と協力を求める啓発活動を推進します。

④再就職等の支援

- 出産、育児等で離職や休職した保護者の職場復帰や再就職等を支援していくため就業条件や就業環境の改善に対する啓発活動を推進します。

基本目標4

社会全体での子育て支援

基本施策2

子育てを支援する生活環境の整備

(1) 多様な自然環境の活用と遊び場の整備

施策の展開方針

子どもたちが、遊びを通して豊かな創造力と個性を育む快適な遊び場空間の環境づくりに取り組めます。

さらに、自然とのふれあいや水性動植物の生態系の観察、体験学習を行うことができるよう、自然との共生による環境の活用に取り組んでいきます。

〈個別の展開方針〉

①安全と安心のある公園環境づくり

○子どもとその保護者が気軽に公園を利用し、安全に遊ぶことができるよう、安全と安心のある公園の環境づくりを進めます。

②児童館の整備拡充

○児童の健全な遊び場、異年齢の交流や子ども同士の居場所づくりとして、学校区を単位とした児童館の整備に向けた取り組みを推進します。

③多様な自然環境の活用

○豊かな自然を活用した自然観察、体験学習等の場として活用していくことができるよう、自然の環境保全に努めます。

④遊び場の整備

○遊びを通して、豊かな創造力と個性を育み、健全な精神を育てるため、安全で安心できる遊び方の指導を推進するとともに、遊び方の指導が行える環境づくりに取り組めます。

基本目標4

社会全体での子育て支援

基本施策2

子育てを支援する生活環境の整備

(2)ゆとりある住環境の整備

施策の展開方針

家族構成や子どもの発育に応じ、適正な住宅への住み替えが容易に行えるよう住宅確保対策に向けた取り組みを推進するとともに、快適でゆとりのある居住環境の整備に努めます。

〈個別の展開方針〉

①良好な住宅環境の整備

○良好な居住環境の形成並びに居住水準の向上を図るため「豊見城市住宅マスタープラン」に位置づけられた施策の推進を図ります。

②低廉で良質な賃貸住宅の整備促進

- 子育て家庭等や高齢者等に配慮し、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた住環境の整備を行います。
- 公営住宅への入居の際、子どもを養育している母子及び父子家庭に対し、当選倍率の優遇措置を行います。

③公共賃貸住宅の情報提供

○市内の県営住宅への入居を希望する方への情報提供を行います。

基本目標4

社会全体での子育て支援

基本施策2

子育てを支援する生活環境の整備

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

施策の展開方針

すべての市民を対象として誰にでも使いやすく、利便性の高いユニバーサルデザインの視点に基づき、子育て家庭に配慮した人にやさしいまちづくりを進めます。

《個別の展開方針》

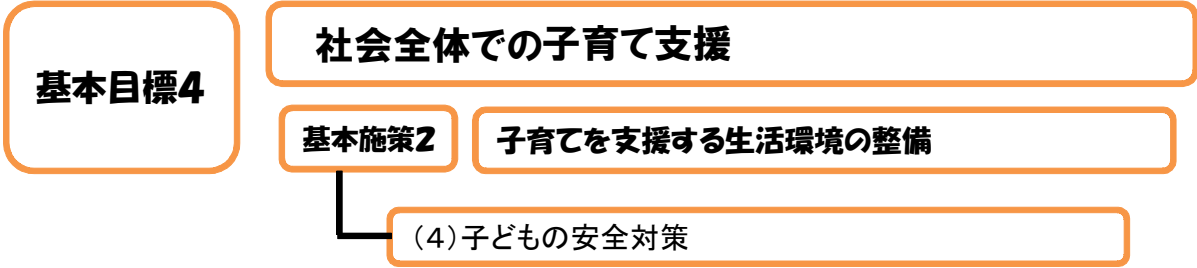
① 子育て家庭等に配慮した人にやさしいまちづくりの推進

○ 「沖縄県福祉のまちづくり条例」の整備基準に準じてバリアフリー整備を進めていきます。

② 安全で快適な道路環境の整備

○ 安全性、快適性のある道路空間の整備を図るとともに、地域の交通事情に応じた交通安全施設等の整備を進めます。





施策の展開方針

犯罪や交通事故などの発生を未然に防ぐための防犯、交通安全対策の充実を図り、子どもたちが地域のなかで安心して健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

《個別の展開方針》

- ①防犯対策の充実
 - 防犯灯の設置や整備を促進し、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。
 - 「子ども110番」の周知徹底を図るとともに、学校、地域・家庭及び警察等関係機関との連携強化に努め、地域の防犯活動を推進します。
 - 子どもたちの安全に関する情報を適切に伝えていくため教育施設、児童福祉施設、警察、地域等の連携による情報提供体制の充実に努めます。
 - 地域、家庭、豊見城市防犯協会、関係機関が連携した防犯パトロール等への協力、連携を図ります。
- ②交通安全対策の充実
 - 保護者と子どもを対象とした、体験・実践型の交通安全教室等を開催します。
 - 各小中学校の通学路を中心とした交通安全対策に対する取り組みを促進します。